

厚生常任委員会

平成14年11月19日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	西川 肇
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	西谷 桂子
同 係 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
はじめに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ あいさつ ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
はじめに、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは、継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についての今日までの審議事案についてご報告させていただきます。去る10月31日に第3回目の（仮称）総合福祉会館整備検討委員会を開催され、総合福祉会館の建設に向けた取り組みにつきまして慎重に審議をいただく中、最終的な意見集約をされまして、一定のとりまとめをいただきました。次回、先ほど町長からもご報告がありましたとおり11月21日の開催予定の整備検討委員会で、町に対しまして整備検討委員会の方向としてご提言いただく予定となっております。なお、整備検討委員会の報告内容につきましては、12月議会の会期中の厚生常任委員会にご提出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

委員長 担当課長の方から、会期中の委員会に取りまとめたものを提出するという事ですので、次の委員会の方でも委員皆さまからご意見がありましたらお受けしたいと思いますので、この件は以上で質疑を終結したいと思います。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、12月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに（1）斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 （資料1により説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（質疑なし）

委員長 次に、（2）平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 （説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（質疑なし）

委員長 次に、（3）平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号) についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (説 明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質 疑 な し)

委員長 以上、これら予定議案については、12月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきます。

続いて、各課報告事項の(1)平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に関わりますものについての説明を求めます。

住民生活 部長 まず、私の方から一般会計の補正予算のうちで住民生活部の全課に係ります人件費の補正の関係につきまして、ご報告を申し上げます。4月の職員の定期異動及び人事院の勧告に基づきます給与改定によります等、部の職員にかかる人件費の補正が必要な款と目につきましてご報告を申し上げます。第2款、総務費では第3項の戸籍住民基本台帳費で第3款、民生費の第1項社会福祉費の1目の社会福祉総務費と2目の国民年金事務取り扱い費で、そして同じ款の第2項、児童福祉費の1目の児童福祉総務費と3目の保育園、また第4款衛生費の第1項保健衛生費の1目の保健衛生総務費と同じ款の第2項清掃費の1目の清掃総務費並びに2目の塵芥処理費、3目のし尿処理費におきまして人件費の補正をお願いしたい、このように考えております。なお補正額等につきましては、12月議会開会中の当委員会でご報告をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思っております。人件費に係ります分につきましての補正という考え方につきまして、私の方から説明を終わらせていただきます。その他各課に係ります補正

につきましては、担当課長の方からご説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひします。

福祉課長 それでは福祉課主管に係ります補正予算についてご説明申し上げます。まず1点目の歳入ですけれども、第10款の分担金負担金によります児童福祉費の負担金で、管外保育児童の増加に伴いまして、119万5千円の補正を予定いたしております。次に第2項国庫支出金でございますが、管外保育の児童増加並びに児童手当の支給対象児童の増加によります補正を予定いたしております。それと第13款の県支出金では産休代替職員の設置事業補助金の受入れによります補正を予定いたしております。次に歳出でございますが、第3款民生費の社会福祉総務費で人権対策費の負担金及び補助金で平成12年度小集落地区改良事業を平成13年度に繰越し、事業が完了し今回事業の精算が確定したため、それに基づきまして平成14年度で補正対応してまいりたいと考えております。次に第3款民生費の児童福祉の児童手当費でございますが、同じく児童手当の支給対象児童が増加した事に伴います扶助費の補正を予定していたしております。次に第3目の保育園費でございます。これにつきましても、管外保育の保育者が増加した事に伴います委託料の増額補正を予定いたしております。

環境対策課長 環境対策課関係でございます。清掃費の事務事業委託料におきまして補正をお願いするものであります。内容につきましては、環境問題学習会や毎月の広報紙掲載等によりまして啓発がかなり周知されているところから、可燃ごみ、不燃ごみの分別が徹底されてまいりました事から、ビニールごみ収集量が増加してまいりました。その事によりまして一般廃棄物ビニールごみ関係の処理委託料の増額補正をお願いするものでございます。

健康推進課長 健康推進課に関わります一般会計についてご説明申し上げます。第3款の民生費の社会福祉費でございます。社会福祉総務費の中で、国

民健康保険事業特別会計にかかります繰越金といたしまして、先ほど国保特会の方でご説明申し上げました、国民健康保険財政安定化支援事業にかかります交付税歳入額の算定に伴いまして、繰出金で118万の増額補正と国保事業の基盤安定事業費の額の確定に伴いまして73万の増額補正を予定しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

説明が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

(質疑なし)

私の方から若干聞かせていただきたいと思ひます。今それぞれ担当課の方から説明があつたわけなんです、数字的には決定できてないのか、できているのかというところなんです、金額などについてもう少し詳しく聞きたいなというのがありまして小集落事業の方につきましてもそうですが、環境対策課のビニールが増えて増額お願ひしたいという事なんです、どの程度の量が増えていくぐらいの増額になるのかということなどもやはり報告添えていただけたらと思つたものですから。

環境対策
課長

ごみ関係でございます。ビニール関係につきましては13年度10月現在対比しますと約110トン増えております。最終を見込む中で1435万円の増額補正をお願いするものでございます。

福祉課長

負担金補助金及び交付金で1459万3千円ということでございます。これは土地1件と建物補償2件の分でございます。

委員長

ちよつとここで私も聞いて思つたのですが、環境対策課にかかる課長の説明で、分別の徹底が進んできてビニールの方も増えてきたという説明があつたわけなんです、全体量ではごみの方は増加はしてないのか。減量化に向けてのごみ袋有料化ということで進んできたわけなんですけれども、ビニールが増になってきているが、他のところで

はきちんと減っているというような状態があるのかという事を示して
いただけたらと思います

環境対策 全体的に可燃ごみ、不燃ごみの分については減量という形になって
課長 おります。数字的には、家庭系のごみでございますが、可燃ごみにつ
きましては、13年度で11年度から見るなかで13年度対比として
82.9%でございます。不燃ごみにつきましては同じく89.6%
というふうに下がっております。

委員長 そうしましたら、ビニールの増については、11年度と対比したら
どうなるんでしょうね。

環境対策 11年度でございますが446トン、13年度につきましては52
課長 3.1でございます。それと年度が変わる事によりまして、トン数で
すけれども、若干上がっております。13年度につきましては、消費
税込みでトンあたり10,500円でございますが、14年度につ
きましては、消費税込みで11,550円という事で消費税はずしま
すと千円の増加という形になっております。

委員長 次に(2)町営墓地整備計画について説明を求めます。

環境対策 斑鳩町公共墓園整備計画についてでございます。この件につきまし
課長 ては8月の委員会、並びに9月の本会議における一般質問において報
告や答弁をいたしておりますように、白石畑自治会長からは地元の取
りまとめに今しばらく時間がほしい。近々に会合を予定しているので
そこで自治会としての結論を出したいとの事でありました。その後地
元におかれまして10月5日に会合を開かれ、自治会としての最終の
結論を出されました。その結果につきましては10月8日に確認をさ
せていただいたところであります。その内容であります。町営公園
墓地計画については、白石畑自治会員全員の意見一致が得られなかつ

た。との事でありました。今までの交渉の経緯やこの結果等を踏まえ白石畑地区での墓地公園整備計画は難しいと判断せざるを得ないと状況ではないかと考えております。またこの事から基本的には先に策定をいたしております、斑鳩町公共墓園基本構想に基づき進めていかなければならないわけではありますが、最近極楽寺墓地管理組合におきまして墓石の調査等が行われました。その結果無縁仏と思われるものも含めまして、200区画以上の未要区画が発生する見込みであるとの報告を受けておるところでございます。また近隣市町の墓地の状況でございますが、三郷町にあります竜の子霊園では現在でも2200区画ほどの空き区画があり、近年販売にも進展が見られないような状態であると聞いております。その他王寺、大和郡山市にあります民間の霊園においてもほぼ同様の状況であると聞いているところでございます。こうした極楽寺墓地や周辺の霊園の空き区画といった状況等勘案するとともに、費用対効果等考えますと町営墓地構想につきましては見合さなければならぬ事も必要ではないかと考えているところでございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

委員長 私から1点だけお尋ねしたいと思います。今後の事なんですが、極楽寺墓地で200区画以上あるだろうと言われてますけれども、こちら辺の整備とか空きがあるというような事など、今後どういう風な形で町民の求めたい人達が求めたい時に求められるようになるのかっていうその辺の事も気になる場所なんですけれども、担当の方としては今後極楽寺墓地との関係の中である程度この数字言っていたらと思うんですけども、どのように進んでいくと見込んでおられるのか。

住民生活 今墓地管理組合の方で無縁仏等と思われるところで課長の方から報告させていただきましたように、200区画以上が見込まれるであろう

うということなんですけれども、これに関しましては告示をしなければならぬだろうと考えています。そういう事につきましても管理組合とも協議をさせていただく中でいろいろと手続き的なものを終えて告示から何年、何ヶ月かという期間的な事は定かではないんですけれども、その期間が経過した後において始めて利用ができるような状況になります。その様な事になってからでないと、一般の方々に周知を図るということはできないという風に考えております。ただ、住民の方々に周知をさせていただくという事になれば、管理組合の方で周知をしていただくような形で協議をさせていただきたい、このように思っております。

喜多委員 無縁仏の整理をしていって200区画ぐらいいけるだろうということですが、管理組合の方で整理をされるのかと思うんですけれども、無縁仏とする確認の根拠ですね、そういうものが後々先方に連絡をとらないで帰って来られたら自分の墓がなかったと、そういう事になり兼ねないかなと思ったんですので、無縁仏として処理する内規というか、そういうものはありますか。ここで見せろと言うのではなくて、どういった基準でされるのかなという大まかな事でも分れば。

住民生活部長 無縁仏かどうかというのを判断ですというのは、今申し上げましたように告知をさせていただくわけですけれども、その告知は定かではないんですけれども間違っていればもう一度調べさせていただいてご訂正のご報告はさせていただきますけれども、全国紙いわゆる4大紙のところに掲載をされてこういう斑鳩町法隆寺のところの墓地の関係でという事で告知をされる。所有者の方々への周知をさせていただくような形になろうかと思えます。

喜多委員 やっぱりちょっと理解しにくかったんですけれども、告示をする所の情報が届かない方にいらっしゃる方にも届くようにするという事ですか。もともと無縁仏というふうになっている状態というのがちよっ

と私には分らないんですが、どういう状態を無縁仏と言うのかももう一度確認させて下さい。

助 役 私もはっきり分らないんですが、私も極楽寺に先祖の墓地がございます。その状況を見てまいりますと、そうとう以前から石碑等が設置されていて管理されないところ、また荒れて放置しているところ、これについては管理委員から告知をされている。こうしたことをだいぶ前からされ、申入れがなければそれを区画変更をするという対応をとっておられます。そういう形できちとした対応をし、後日その方から苦情等があっても十分対応できる事を極楽寺墓地管理委員会がされていると解釈をしています。

喜多委員 無縁仏というよりも墓地がありながら長年遠方へ行かれたか相続人がいらっしゃらないというか、そういう形で長年放置されているのということを無縁仏と称するのか、助役の説明で私も大方理解したような気がするんですが、実は日曜日に私も極楽寺へ行きまして、ごみ処理の所に骨壺と言いますか、そういう風な物が数個置いてありましたのでちょっと心配というか気になったんですが、あれはもちろん管理組合の方が責任を持たれて処分という形であそこに置かれたのか、ちょっと不審だったんですよね。その点のところやっぱり、ごみではありませんので、何年経っても人の亡骸と言いますか人骨ですから取り扱いは私にすれば気がかりであったので、無縁仏の処理の仕方、もちろん極楽寺というお寺さんがあるわけなんですけれども、管理組合の方々が手厚く処理というか処分をされて後々何も起こらないというか・・・ちょっと無造作に数個並べてありました。あれがどういう風になっていくのかなと思ったもので、もしその辺の所も認識されているのであればお聞かせをいただきたいなと思います。

助 役 私も浦辻さんの北側の仏像の前にですね、遺骨のような状態で4つほど置いてました。これなんやろなと思ってたんですが、私の判断で

はあそこへ置かれるというのは極楽寺墓地管理委員会が適切な処理をもってあそこに置いたと解釈をせざるを得ないとこのように思っています。

喜多委員 包んである布地が非常に真新しいように見受けましたので、余計な事だったかも分かりませんが、やっぱり極楽寺に墓地がある者として気になりましたので言わせていただきました。

委員長 次に、（３）補償事業に伴う集会所建設について説明を求めます。

環境対策課長 この関係につきましてはし尿処理場鳩水園建設に伴います補償として昭和町自治会集会所建設にからむ用地交渉につきましては地権者との間におきまして、所有権移転登記に必要な承諾印をいただいたところでございます。現在分筆登記を進めているところでございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

西谷委員 昭和町の件なんです、私も町が25年前の覚書もない、そういう中で昭和町自治会に無償で、譲渡ということで事業を進められている事についてはかなり私も住民の皆さんからなんで昭和町だけがそういう事があるんやと。あるいは25年間昭和町自身が実際に尿処理場の建設されてから以降、非常に困ったような苦情が1件でも町にあったのかどうかとか。あるいは昭和町で出来るんやったら笠町でもできるんやないかなという、いろいろ住民の方から意見を聞く訳です。その中で町としてなかなか住民に納得できるような答えを持ち合わせておりませんので、その点について12月の一般質問の中で詳しく聞こうと思うんですが、基本的にこの件について、今まで補償という形は常に用地も建物も町が建てていた。そして名義は町である。よって補償工事であっても少なくともその特定の地域だけではなくて、その周辺の人にも使えるというのは私は行政側が補償という名目でする場合には

そういう方法でしかなかなか住民の理解は得られないのかなと感じがずっとしてるんですが、改めてそういう住民の声に対して無償譲渡、これは今回補償する中で用地を無償で譲渡するというのは初めての計画ですからその点についてちょっと明確な答をまず1点だけお聞かせ願いたいと思います。

助 役 この件につきましては、この前西谷委員といろいろと議論をしてきました。その都度我々の考え方を答弁しているわけですが、町としてこの件について、適切な町の考え方を述べて理解してもらいたいという事でございます。西谷委員のおっしゃるように理解をされない場合もありますけれども理解をしていただくように我々としてはこの補償をした理由を熱くよく説明をしております。ご指摘の無償譲渡については、無償譲渡というよりも我々は自治会に将来は帰属するという事です。いわゆる公の施設を公共団体が管理するのを半公共的な地縁団体をもっておられる自治会がそれをやってもらうという形で帰属するという事を考えております。無償譲渡という事ではなしに管理面も含め土地を帰属するという事で考えています。

西谷委員 帰属する、確かに昭和町は地縁団体なんですが、逆に帰属すると言ったら今までやっている幸前であり三井であり東里であれ、後で全部帰属しているから今の助役の答弁というのは詭弁やないのかなと。町が少なくとも建物を建て、町の建物で確かにその使用については当然維持管理も含めて地元に見てもらいますという、これは帰属という考え方だと思うんですが、今の現状と言ったら、自治会にその土地を要は地縁団体である昭和町自治会にあげますという事ですから帰属やなくてそれは譲渡やないかと。だから帰属と言う部分については僕は若干違うと思いますし、僕は住民の視点に立った時になんで今まで補償は迷惑施設という部分は適切でないのかも分かりませんが、地域の住民の人にとってはよそよりは学校よりはあまり来てほしくないという施設という事の中ではやっぱりそういう事を受け入れた地区に対しては

それなりの配慮をしないといけないというのは分るのです。だからその中では地域にある程度の補償があるというのは、住民の皆さんもそこまでは理解されるんですが、それをそしたら根本的に財産として、結果としては土地をやるというのは、要は金銭補償をしたみたいな形になる事自身がどうも一般の住民の人の中での理解が、私がずっと聞く中ではなかなか理解が得られにくいし、なんで？という部分がどうしても払拭されないのです。私自身もその事についてはずっと思いますので、この件については今まで何度もここで言ったんですが、総まとめとして12月の一般質問の中で新たに詳しく聞かせていただきますので、今日はこの辺でおいときます。

委員長 答弁は要りませんね。他の委員さんの方から何かございませんか。ないようでしたら、私の方からも1点だけお聞きしたいと思います。

昭和町の方でこれ進みまして、若干西谷委員がご心配されているような内容も私もあるんですが、具体的な例としまして、その後笠町の自治会やその関係者の方から何か町の方へ要望なり出してこられたというような状況はなかったでしょうか。

助 役 要望ではなしに、出前講座で話し合いがあったわけです。そこでいろいろ町と笠町の自治会の方と話しをしております。この昭和町に建設する集会所についても笠町の方にも使っていただくようにという形で、これは昭和町にも了解を得ているし、そういう事をすべきだと町も思いますし、しかし管理上の問題、これは当然どちらも出してもらわないといけない。管理上ただでいくというものでない。そこらも十分話をして、了解を得ていただいているとこのように思います。

委員長 双方の自治会などと十分協議をしていただきまして、その周辺の地域で不和が起こったりとか、いろいろ西谷委員も心配されているような状態、私も全く一緒ではないんですけども、若干そういう心配が感じられますのでその所は行政としても努力をしていただきたいと

お願いをしておきます。

次に（４）斑鳩町戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の制定について報告を求めます。

住民課長

それでは斑鳩町戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則の制定についてご説明申し上げます。資料２をご覧ください。資料２の最後のところのページでございますが、まず要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

という事で現在斑鳩町では平成４年１月から戸籍の一部といたしまして、新戸籍の記載、新戸籍保証の記載、また現在戸籍、除籍、改正原戸籍の見だし等を電子計算機処理により行っております。ですが、従来戸籍は和紙に記載され、和紙の保存で管理しておりましたが、平成６年６月に法律が改正されまして、コンピューターの記憶装置—磁気ディスク等ですね。戸籍簿の正本とすることが認められました。これにより戸籍情報システムによります戸籍事務の取り扱いが許されている所でございます。斑鳩町におきましても平成１５年２月を目処に戸籍情報システムによる戸籍事務を行う事といたしております。その為に現在の管理運用規則を廃止いたしまして、新たに今日お示ししております戸籍情報システムに係るデータ保護管理規則を制定するものでございます。まずそれでは本文の方なんです、１の方で目的を定めております。（第１条朗読）

第２条にはここに掲げております用語についての定義を定めております。戸籍情報システムとはという事と戸籍データについて、そして磁気ディスク等、ドキュメントについての定義をここで定めさせていただきます。第３条では処理の基本方針といたしまして、個人情報保護しなければならないと定めております。第４条ではデータ保護管理者を住民生活部長をもって充てるとしてしております。第５条では保護管理者の職務について明記してしております。次に第６条でございますが、端末機取扱責任者につきましては住民課長をもって充てるとしてしております。第７条ではデータ保護についてという事で保護管理者

はデータの漏洩、滅失及び毀損等の防止に必要な措置を講じなければならないということで、第1項、2、3、4、5と定めております。次に第8条でございますが、今度は磁気ディスクの管理を定めております。第9条では出力帳票についての管理について適正に管理しなければならないという事で定めております。次に第10条、これはドキュメントの管理についての責任を明確にしております。第11条では、パスワードの管理について保護管理者は戸籍情報システムを取扱う職員及び取扱職員の業務範囲を定め、個別に入出力を制御するパスワードを設定し、付与しなければならないという事で定めております。第12条では取扱状況の把握という事で保護管理者は取扱責任者に保護情報システム取扱状況について報告させ、常に取扱状況を把握しなければならないという事を明記しております。第13条は端末機の操作、そして第14条では機器の管理について示しております。第15条ですが、ここではデータの重要性及びプライバシーについて意識の高揚を図るため取扱職員に対して研修を実施しなければならない事も定めております。最後ですが第16条でデータ保護の適切な管理を行うために必要に応じて会議を開く事としているということを第16条で定めております。

最後ですが付則といたしまして、施行期日ですが、この規則は、「戸籍法及び住民基本台帳の一部を改正する法律」（平成6年法律第67号）に基づいた戸籍事務のコンピュータ化について法務大臣の指定を受けた日から施行する。という事で現在法務大臣宛に戸籍法第117条の2の指定を受けるために届出をしております。この指定がほぼ来年の平成15年2月に届けられるものとその準備を進めております。

次に付則2で斑鳩町住民課戸籍事務電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の廃止という事で斑鳩町住民課戸籍事務電子計算機処理に係るデータ保護管理規則（平成12年3月斑鳩町規則第4号）は、廃止する。という事で付則で終わっております。以上簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

喜多委員 今説明を受けたんですが、まずこの保護管理者が第16条で住民課長をもって充てるという風になっておりますね。それからパスワードについては取扱担当の職員、だいたいパスワードを知り得る範囲といえますか、取扱職員は課長外何名になりますか。

住民課長 私と係長、そして職員2人という事で、4名です。

喜多委員 4名の方々が住民のプライバシーの部分についてを知り得る立場にあるという事なんですが、取扱事務を重視されると思うんですが、異動になった場合ですね、もちろん公務員法がございましてその範囲内でやられると思うんですが、異動になってから職員が外部に洩らすという事はまずあり得ませんか。あり得ますか。

住民課長 従来から戸籍は住民課は戸籍の明示事項が全て分りますので、従来から守秘義務という事は重々守っておりますので今後異動されましても、また新たに来られたらパスワードは変更いたしますので、端末等使うことは出来ません。情報等は一切守秘義務を守るという事で規定されていますので大丈夫だと思います。

委員長 他に委員皆様からございませんか。

私の方から、取扱状況の把握という欄がありましてね、パスワードの使用状況という風に書いていただいているのは非常にありがたい事なんですが、ここの所についてはパスワードの使用状況を保管する期間というんですか。何年前まで使用状況を見れるのか、そういう何か法的に規定が設けられているのか、もしくは法的には規定はないけれども町としては何年間かはこの使用状況は保管するんだという、そういった状況というのは現在分かっているところで教えていただきたいと

思います。

住民課長 第12条でいう、戸籍のパスワードの使用状況なんですけれども、戸籍情報システムによります、入出力の端末をいりました分のデータが全て残るようになっておりまして、その分の状況の期間ですが、何年前からという事なんですけれども、規定はございませんけれども、これに対しまして5年間使用という事で考えております。

委員長 そしたら、法的な規定はないけれども、町としては5年間保管しよう。2年前にさかのぼって何かが発覚した時に確認するとかいう時にそれくらいの期間おいていただけるというのはありがたいなと思ってる所なんで、そういった事も含めましていろいろ慎重にまた取扱の方お願いしておきたいと思います。議長どうぞ

議長 委員長と同じような意見なんです、15条の研修を実施しなければならないという事、それから16条の2項の会議は、保護管理者が必要に応じて、開催するものとする。という事なんです、出来れば、例えば必要に応じてっていう表現ではなくて月何回にとかそのように変更していただきたい。また研修を実施しなければならないとなってますが、それはどれくらいの頻度で実施するのかという事で、やはり住民のみなさんの安心感を得るためにも、年何回とかそういう具合に入れる事は出来ないのかなんですが、その辺どうですか。

住民生活部長 今、ご指摘をいただいておりますように、規則の条文としてはこのような形でさせていただく中で運用のなかで今議長の方からご意見をいただいておりますように、年に何回というような形で定める中でそういう研修及びこれの取扱の状況等のいろいろな会議を開催するという形で運営をさせていただけたらなとこのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長 運用でそのようにという事は現在のこの委員会で発表していただけてますからよろしいんですが、出来れば銘文化していったほしい、規則の中に取り組む事は不可能なんですかね。その点要綱という形でもっていくのか、運用ということについては運用規定を設けられるのですか。その点教えて下さい。

住民生活部長 これにつきましては、こういう形で管理規則で案という形でご提示をさせていただいて、先ほども申し上げましたように議長からご提案いただいた形で最低限のそういう研修回数並びに会議等開催する回数等も最低限年間何回を、という形でのという事を明記する中でご提示を申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 他に委員さんの中でございませぬか。この件に関してはよろしいですか。

次に、（５）住民票コード通知について報告を求めます。

住民課長 それでは住民票コード通知について資料３により説明させていただきます。まず、住民票コードについてでございますが、平成１４年１月１２日現在の状況を記載しております。かっこ書きでございますが、以前の委員会でもご指摘いただきましたように、不在で戻っております配布等の状況をもう少し把握すべきではないかということで夜間配布を記載させていただきました。１０月８日～１１月７日の１２日間ではございますけれども、時間１８時３０分～２０時頃まで行いました。その分をかっこ書きの方で記載させていただいております。配達数でございますが１００３４、受取済み数は９６７４、その内２１５件が夜間配送で受けとっていただきました。受取拒否数は２６、その内夜間配送で８件の方が受取拒否されました。未配達分でございますが、３３４件その内かっこのところで夜間配送致しましたが、不在または不明でおられなかった件数が２６８件ございました。２６８件でございますが、訪問致しましたが不在のお宅には連絡いただける

ように文書等を配布致しております。その下の方に未配達分の内訳といたしまして、不在が212件、そして不明が64件、この不明につきましてももちろんこちらの方へ夜間行きましたけれども2階建てのアパート等やマンションで表札もなく、部屋の号数も書いていないため、状況が分からなく不明といたしております。その下で転居でございますが、郵便局から戻ってありました分で調査いたしましたもので、転居されていたという件数がございまして、その分が10件という事でございます。そして来庁予定という事で夜間配布いたしました時に役場に取りに行くという事でおっしゃられたのが1件ございました。まだ取りには来られてませんが、来庁予定という事で1件あげさせてもらっております。そして先ほど言いましたように郵便局からの配達先不明という事で47件でこの事も含めまして家主さんやマンションの管理人さん等に居住の確認を行いまして、早急に配布等の実態を確認したいと思っています。

以上が住民票コードの配布状況なんですが、下のところに受取拒否の理由といたしまして、26件ございました分で皆さんに訪問いたしまして意見を聞かさせていただきました。まずほとんど多かったですけれども、合計は26件なんですけれども、重複回答ございますので、合計はちょっと合わないと思います。まず1番が国の個人情報保護対策が万全でないという事で23件、そして2番のところ個人情報の一元化につながるのではないかという事で2件ございました。3番は国のやり方に不満があり、昔のような国が押さえつけるようなやり方ではないかという事で反対したいという事で2件ございました。4番ではソフト面でのセキュリティが不安であるという事で1件。5番が横浜市のように町も反対すべきである、してほしかったという事で1件ございました。そして実際住基ネットのメリットが今の状況ではメリットがないのではないか、という事で1件ございました。皆さん26件ございましたけれども、それぞれご説明させていただきまして、斑鳩町では個人情報保護条例も作りまし、管理運用規則もして万全を尽くしていますという事で実際法律どおり運用しております

ので、皆様のデータは接続されていますよという事でこの方はご理解
していただいております。ですけれども私とすれば反対しているとい
う意志を示すのはやはり受取拒否しかないっていう事でおっしゃって
おれますので、おっしゃっていただいていることは解っていると、仕方
ないんやという事をご理解していただいております。以上報告させ
て頂きます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

喜多委員 今、報告を受けたんですが、夜間の配達という事でご苦労さまでご
ざいました。その中で説明されていますように、未配達の内訳ですが
不在というか夜もいなかったという事であろうと推察するわけです
が、転居の場合はいた仕方ないとしまして不明の取扱は今後どの様に
されますか。

住民課長 郵便局から配達されている分ですので実際おられないという事です
ので、即急に実態調査いたしまして、家主さんとか管理人さん、自治
会、自治会長さん等にもご確認いたしまして実態調査をして職権消除
してみたいとは考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思
います。

喜多委員 不明というのはちょっと私も理解しにくいんですが住所、ここの斑
鳩町に置きながら転居したという風になるんですか、それとも住所あ
るんですよね。

住民課長 郵便局さんのおっしゃっていただいている分は47件ですので、確か
に住所は置いておられるんですけどもどこに行かあったか分からない
という状況ですので、子どもさんとかおられたら学校等あるんだと思
うんですけど、家族でいつの間にかという状況の部分があります。実
際問題健康保険とか税金とかその関連も見て調査してるところで

す。ですから、健康保険とか加入されておられたらその分の支払の状況とかも分りますのでその方も調べているところです。

喜多委員 郵便局からの差し戻しというんですか、これは住所の所へ配達をしたけれども受取人がいなかったという場合は郵便局はその所在地へ行ったけれども受取人がいなかったと付箋を付けて返ってくる場合がありますね、それだと思います。そうすると住所の管理を町でやってる場合ですから住所を区分けしてないですね。郵便局としては実態があり得ない。だから帰ってくる。それと64件ある不明ですね、不明の場合は差出人が不明、返ってくる不明、どういうふうに理解したらいいのか分からないですが、私が言いたいのはこの不明になってる人たちはどっかに居るはずなのか、それとも住民台帳から消していくのかその辺ちょっと分からないので教えて下さい。

委員長 不明については最初課長からも説明あったと思うんですが、もう一度分りやすく説明して下さい。

住民課長 最初の64件の不明と言いますのは夜間配布いたしまして、2階建てのマンションとかアパートでしたら部屋の号数が書いておりません。なおかつ行きましたけれども表札が出てない等ございまして、職員がその方がこのお家の方であると限定できなくて不明として返ってきた分が64件ありましたという事なんです。そして47件は、郵便局の職員さんもこの方はおられませんよと言う事で、転居されて宛先に居られませんよと。ですから私とこはこれは職権消除の対象になるお家だという事で今この分は調査して職権消除しようという事で47件にしております。不明の64件、職員が行きまして夜でしたので分りにくかったという事もございますので、再度家主さんとか管理人さん等に確認いたしまして再度連絡を取って調査しようというのが64件。夜行きましたので分りにくい所がございました。皆さん表札されてたらいいんですけれども表札をせずに、部屋はあるんですけどその

方だというのが確定できないんですよ。ですので戻ってきたというのが64件あったというので書かせていただいています。ご理解いただけますでしょうか。今言いました47件の職権消除というのは住民票自身を抹消するという事になります。ですから職権消除いたしましたら告示もいたしましてあなたの住所はこういう形で抹消いたしましたよという事で告示もするという作業をとらないといけないのが47件あるというふうに理解しております。職権消除されましたらその方は住所がどこにもないという事になりますので、新たに例えば大阪で住民登録したいと思わはったら一から手続きしてもらわないといけないという作業になる方なのです。

喜多委員 職権消除と言うんですか、住所不定というのがよくありますね、新聞とかで。それに当てはまるんですか。

住民課長 住所不定というのは住所を定めておられない、どこにも住民登録されてないというのが住所不定です。

喜多委員 ありがとうございます。

議長 職権消除の対象になるという人は、この中でも書かれていますけども郵便局の配達責任は不明と、その方は職権消除の対象になるということで、これは理解がまずいのかも分かりませんが、上の不明については職員の方も現地に赴いていろいろ確認作業をしてもらっている。だからまだはっきりしない、不明というより不定なんですよ定まっていない、この人であるという事が定まっていない。だけど郵便局から配達先がこの人は不明ですよと申入れがあったので職権消除の対象になるんだと、そういう取扱になってるのかどうか分かりませんが、ちょっとこの47名の方についても職員の方で現地調査をされたのかどうか。

住民課長 対象の方に対して実態調査を進めております。

議長 実態調査をされてね、上にある不明の方、その方と同じような状態になってる可能性もあると思いますので、今聞かせてもらったら職権消除というのは、日本の中に住所がない人が出てくる事になりますので、先ほどの住所不定とか言うのは、私は住所を定めてないのではなくてどこにいるか分らないだけでどっかにはある人を住所不定と書いている。不詳という意味も書いていると思う。この郵便局からの配達先不明というのは郵便局の方のシステムの中で例えば長期の転居、本来ならば住民票を移さんなあかんけれども会社の都合でそこに変わってる場合、その人は住所はあくまでも斑鳩町に置いてあって転居先をこちらへ1年間有効なんで、手続きを終わらなかつたら1年間で郵便局は分らない、そういうシステムがあると思う。もしかしたらそういう方なのかも分らないのでそこは慎重にやってもらいたい。最終的には住民登録の職権消除の対象になるというのは、その方はまさかと思っておられるだろうし、実態調査は慎重にやっていただきたい。その上での職権消除は仕方ないと思いますけど、単にこうして今の振り分けで郵便局からの配達先不明やから職権消除の対象になるといった可能性も含まれてます、という安易な事は人の住民登録をされてるといふ事に対してあまりにも乱暴なやり方だと思いますので慎重にお願いしたい。

住民生活部長 これの説明の仕方がまずかったような形もあって、今議長からご指摘いただいたような形で受けとっていただいたかも分りません。議長からもありましたように当然上の不明の方も含めまして、不在の方も含める中で慎重な実態調査を進める中でそういう方々に該当するのかどうかというのを調査して対処させていただきたい、このように思いますのでよろしく申し上げます。

委員長 他に、理事者の方から報告はございませんか。

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたと
いうことで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたし
ます。

木田委員 今年のインフルエンザの予防注射の申し込みとその実施状況につい
て聞かせていただきたいと思います。それと今までごみステーション
の設置という事で何ヶ所かされておりますけれども、今までに実施さ
れた設置箇所ですね。それと今年度あと残りの間にどれくらい予定し
ておられるのか。

それと天理市の市営火葬場の火事によって斑鳩町の火葬場の使用
依頼が来ているという事でしたけれども、その火葬の依頼の有無に
ついて現在までどうであったのかという事。

それと、生ごみ処理機各学校に設置されておりますね、その処理
状況とそれから処理された分についてどのような使用、学校の肥料と
しておられるのか分かりませんねけれどもその量についてと使用状況につ
いて4点ほどお聞かせ願いたいと思います。

健康推進 インフルエンザの申し込み状況でございますが、9月末現在で13
課長 69名の申し込みを受け付けました。という事で医療機関の方から連
絡を受けたところでございます。そのうち実施されている方について
はこちらの方把握しておりませんので件数分かりませんが、申し込み状
況という事でご理解願いたいと思います。

環境対策 ごみステーションの関係でございます。平成14年度につきまして
課長 は6ヶ所予定しております。そのうち現在1ヶ所出来上がっております。
それから今まででは22ヶ所の整備が完了となっております。それ
と天理市の関係でございますが、現在のところ火葬につきましては申
し入れはございません。それと学校の生ごみ処理機の使用状況でござ
いですが、現在につきましてはまだ数字等あがっておりませんが、1

3年度集計といたしまして合計で12247kgが出来ております。これらにつきましては学校の花壇等で使用しておるという状態でございます。ごみステーションの関係につきましては先ほども言いましたように14年度につきましては6ヶ所の予定をしております。予定としてはそういう風に考えておりますが、地元等において協議がなかなか進まないというようなところもございますので、今の段階では完全に消化できるかというのは未定です。

委員長

他に委員さんの方からございますか。

ないようでしたら私の方から1点お聞きしたいと思います。前回の委員会でも福祉課の方から支援費制度について説明もしていただきまして、本来10月から制度の受付が開始されるんですが、奈良県では11月1日から申請の受付をするという事で県で統一していると説明もしていただいていたんですが、11月に入ってまいりましたので改めて確認をさせていただきたいんですが、斑鳩町としては障害者の皆さん方、ご自身やご家族に対しまして支援費制度この内容などについてもどのように理解をいただいているか、ここら辺も含めまして11月に入ってから申請の状況などについてご説明をさせていただきたいと思うんですけれども。

福祉課長

今ご質問いただきました支援費制度の導入でございます。申請の受付が11月1日からという事でまず件数なんですけれども今現在で申請の受付は13件ございました。その中で居宅介護とデイサービスといろいろ重複されて申込されている方もございます。施設入所につきましても知的障害者の厚生施設に1人、知的障害者の通所授産施設に6人という事で今現在申請の受付を行っております。それと事前の説明会という事で斑鳩町の身体障害者福祉協会の方々にお集まりいただきまして、10月27日に制度の説明会、事務担当者で説明会をさせていただきました。それと今言われています手をつなぐ育成会、福祉作業所、虹の家の育成会の方にも10月29日に説明会を開催させて

いただいているところでございます。それと障害者の方に対しまして個人通知をするとともにパンフレット等の送付もさせていただいているところでございます。並びに広報とも周知させていただいている現状でございます。

委員長

そうしましたら、今13件申し込みをしていただいていると。そしていろいろ会を通じて説明会等も行った上でこういう風に申し込みをしていただいているという事なんです、この件数というのはこれまでの14年度までの措置制度の中でいろいろ受けていただいているものと比較して件数的にはどうなのかという事とそれと障害者—精神障害の方も14年度から窓口が変わってきているという事で町としては3障害に対して対応していかなければならないという問題もありますし、それも含めまして障害者の皆さん方にきちんと周知徹底できていると、町としてはそういう風に出てくるとききちんと対応していただいているのかどうかもう一度その事も含めまして確認をしたいと思えます。

植村福祉
課長補佐

お答えさせていただきます。現在身体障害者、知的障害者で居宅サービスで処置をさせていただいているという方はホームヘルプサービスで6、7名程度、短期入所の登録でだいたい15名程度おられます。それからグループホーム、施設につきましては身体、知的合わせて約40名程おられます。その数から申しますと現在まだ13件というのはまだ少なくこれからも申請をしていただかなければなりません、入っておられる施設などにつきましては来年の3月までに認定をする必要はなく、1年間の猶予期間がございますので、面接調査等もございますので施設それから保護者の方と話し合いをさせていただいて、徐々に支援費の支給決定の方進めさせていただきたいと思えますのでまずは居宅サービスの方を中心に当たらせていただいているところであります。ただ支援費制度が新聞などで話題になります事からこれまで措置をさせていただいてない方からのご相談もございまして、支援

費についてご説明または支援費にかかるサービス、ホームヘルプサービスでありますとかデイサービスについてのご説明もさせていただいているような状況で恐らく措置以外の方も今後支援費の申請をされる事だろうと思いますので、結果的にはサービスの受給者、サービスを利用したいという申請者は増えていくものだろうという風に思っております。また精神障害者につきましては、今年度からホームヘルプサービスとショートステイにつきましても市町村を通じて行うという事になっているわけですが、現在のところショートステイで1件のご利用、それからホームヘルプサービスでも1件のご利用という事でございます。

委員長 今、補佐の方から説明をしていただきました。これからまだもうちょっと申請を受け付けていかなあかん状況だなと、数字を見させていただいてね。障害をお持ちの方やそのご家族にもご理解をさせていただく努力をまだもうちょっとしていただかなあかんのかなという事を感じました。そんな中で以前から私心配してましたけれども支援費の支給審査を行うのが町の職員であるという事の中で、担当者の専門性について私は気になってたわけなんです、その講習なり研修があるという事なども聞いておりましたけれども、もう実際申請の受け付け始まりましたので、職員の体制について少しきちんとこの事についても聞いておきたいと思います。

福祉課長 今ご質問の職員の研修なんですけれども、当然研修を受講させていただいております。今現在担当として3名、係として事務に携わっております。その中で聞き取り調査という事の面談につきましても保健センターの方の保健婦さんにも随行していただきまして面接調査に当たっているという体制で臨んでいるところでございます。

委員長 介護保険で言うケアマネージャー的な役割ですね、こういったものをきちんと町の職員でこの支援費制度に係る制度の中で役割をきちんと

と果たせるという風に担当課としては認識をきちっと持っていただいているのかどうかも確認をしたいと思います。

植村福祉 介護保険につきましては調査を行いまして認定を行いますのはあく
課長補佐 までも本人の身体の状態だけという事で、その他医師の意見書をいた
だきながら要介護認定審査会の方で判定をいただくと。判定をいただ
いた後サービスの受給についてはケアマネージャーと利用者の方がご
相談いただくというシステムになっております。しかし支援費制度の
方につきましては、実は要介護認定ではありませんで支援費を決定す
る際の勘案事項といたしまして、家族の介護の状況、住宅の状況ある
いは他のサービス等を利用されているかなどにつきましてそれを総合
的に勘案して最終的には例えばホームヘルプサービスであれば1ヶ月
何時間まで利用できますよと、それからショートステイであれば1ヶ月
何日まで利用してくださいというような形で決定をさせていただきます。
その中で実際にサービスを受けていただく所まで市町村として
責任をもって対応させていただく事に法律上もなっておりますので、
介護保険のケアプランという所まではいきませんが、介護保険
でいうケアマネージャーの業務内容に踏み込んだ形のご相談を利用者
の方それから事業者との連絡調整までさせていただいてその中で支援
費を決定し、サービスを円滑に受けていただくようになっております。
そういう風に職員の方も努力して参りたいと考えております。

委員長 体制についてはやはりきちんととっていただきたいという風に願
いをお願いします。そして支援費制度に移ってこれまでの措置制
度の時から障害をお持ちの方へのサービスが斑鳩町としても利用の状
況が後退してしまうというような事のないようにいろんな研究をしな
がら障害者の方への対応をしていっていただきたいという事をお願いを
しておきたいと思えます。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

(町長あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。

本日はご苦勞様でした。(午前10時32分閉会)